

令和8年度

国分寺市脱炭素社会の実現に向けた再エネ・省エネ機器等設置助成制度のご案内



太陽光発電機器等の
設置費に
助成します

二酸化炭素の排出削減に向けた行動を促進し、脱炭素社会の実現に寄与するため、再エネ・省エネ機器等を市内の住宅や事務所等に設置した方に設置費用の一部を補助します。

補助対象機器等	補助区分		補助金額
太陽光発電機器	—	既築	30,000 円/kW(上限 150,000 円)
燃料電池コージェネレーション機器	新築	既築	一律 60,000 円
蓄電池システム	新築	既築	一律 60,000 円
高断熱窓	—	既築	設置費用の 8 分の 1(上限 80,000 円) ※1,000 円未満切り捨て

申請期間

第1期: 令和8年 4 月1日(水)～令和8年7月 31 日(金)
第2期: 令和8年 12 月1日(火)～令和9年3月 31 日(水)
※各期ごとに、先着順、予算額に達し次第終了します。
※上記の期間以外は受付を行いません。

手続き・問合せ先

国分寺市 都市企画部 ゼロカーボン課 〒185-8501 国分寺市泉町 2-2-18 国分寺市役所 3 階
電話: 042-312-8663 受付時間: 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時 30 分～午後5時

<目 次>

助成対象者	1
助成対象機器等	1
手続きの流れ	3
必要な書類	4
写真の例	8
申請方法・申請に係る注意事項	9
郵送で提出さする場合の注意事項	9
助成金受領後の注意事項	9
環境家計簿の提出	10
その他	10
手続き・問合せ先	11
記入例	12

助成対象者 ※①～⑧全てに該当している必要があります。(⑧は該当する方のみ)

- ①市内に住宅・事務所等の建物又は区分所有建物の専有部分を所有している方(法人等を含む。以下同じ。)もしくは当該建物を管理する管理組合
※管理組合は共用部分・一部共用部分の申請に限る。
- ②市税を完納している方
- ③令和8年度中に所有する既存の建物に、未使用の助成対象機器等を新たに設置した方。または、蓄電池システム・燃料電池コージェネレーション機器(エネファーム)のいずれかもしくはその両方が設置された(未使用品に限る。)市内の建物(又は専有部分。以下同じ)を購入した方

所有する既存の建物への設置 建物と助成対象機器等が同時に購入(契約)されたものではなく、建物引き渡し日より後に助成対象機器等が設置されたものを助成対象とみなします。

- ④助成対象機器等の購入・設置について、費用を負担した方(領収書の宛名が申請者であること。)
- ⑤令和8年度内に同一の建物・同一の助成対象機器等について本助成制度の助成金の申請を行っていない方(共有者も含む。)
※区分所有建物については、管理組合・専有部分の所有者の申請の別なく、同等の役割を有する同一の助成対象機器等の申請がすでに行われている場合は、助成対象外となります。
- ⑥申請期間内に必要な申請書類を全て揃えてご提出いただける方
- ⑦助成金交付後に環境家計簿の提出にご協力いただける方
※10 ページ「環境家計簿の提出」を参照
- ⑧<区分所有の建物の場合>
共用部分又は一部共用部分に設置する場合は、管理組合の承認を得ている方

助成対象機器等 ※①～③全てに該当している必要があります。

- ①次ページに掲載する助成対象機器等の要件を満たしていること。
- ②設置した機器等によって生じた電気等は設置した自らの所有する建物での消費用であること。
※助成対象機器等を設置した建物の販売を目的としている場合は助成対象外。設置から6年間は助成対象機器等を保守・管理していただく必要があります。
※太陽光発電機器について全量売電の場合は助成対象外(余剰売電の場合は助成対象となります。)
- ③助成対象機器等は建物に固定されたものであること。(持ち運びが可能な物は助成対象外)

<助成対象機器等の区分ごとの要件・助成金額>

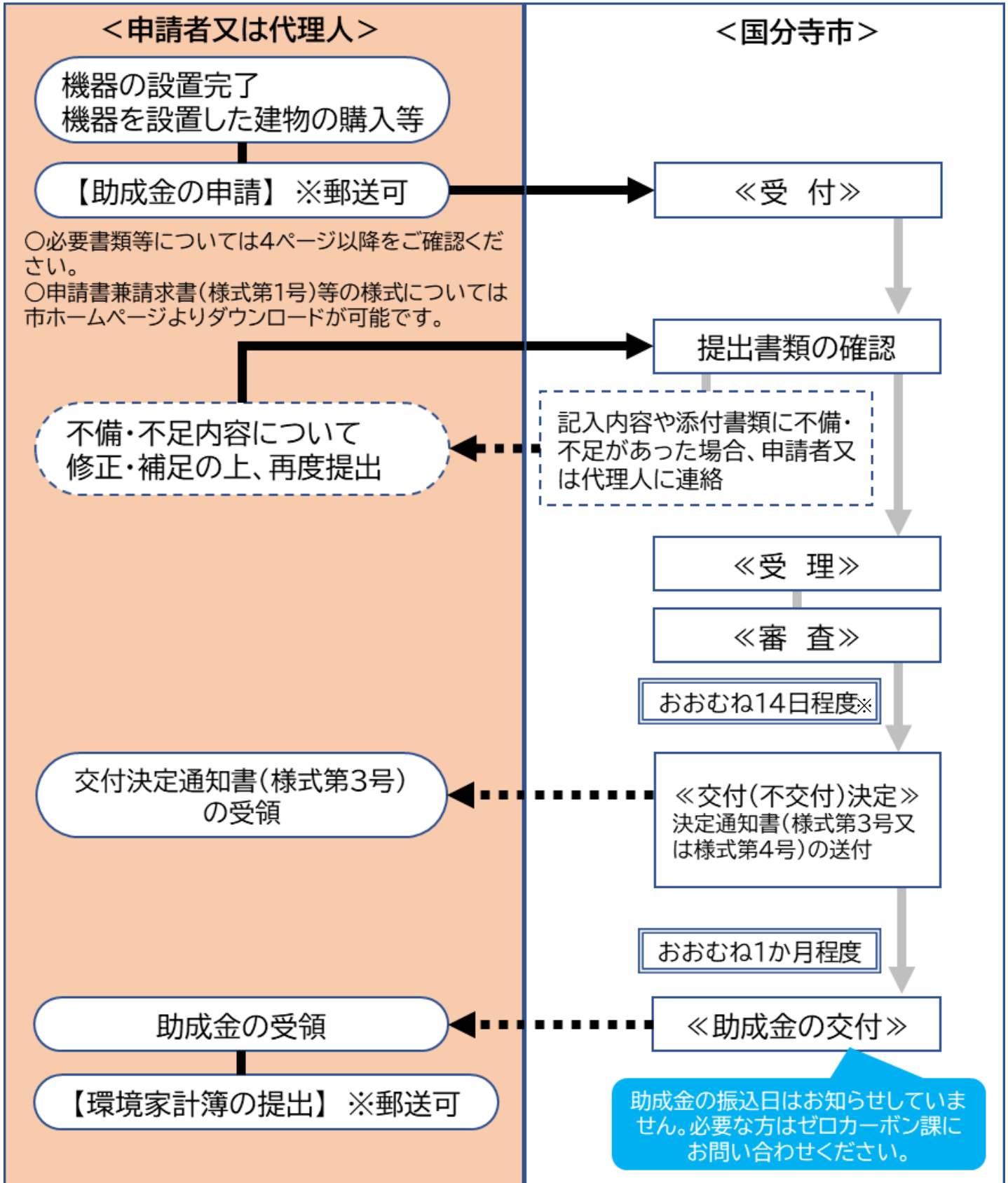
助成対象機器等※	要件	助成金額
太陽光発電機器 *設置された建物の購入の場合は対象外	一般財団法人 電気安全環境研究所(JET)が行う太陽電池モジュールの認証を受けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもののうち市長が認めるものであること。 (屋根以外の壁面等に固定されたものも含まれます。)	30,000 円/kW (上限 150,000 円) ※設置した機器の公称最大出力値(単位は kW(キロワット)とし、小数点以下第2位を四捨五入する。)に 30,000 円を乗じて得た額
燃料電池コージェネレーション機器 (エネファーム)	国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人 燃料電池普及促進協会(FCA)により登録されているものであること。	一律 60,000 円
蓄電池システム	国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)により登録されているものであること。	一律 60,000 円
高断熱窓 *設置された建物の購入の場合は対象外	次の条件を全て満たす必要があります。 ①既存の窓の断熱改修であること。 (外に面した既存の窓を高断熱窓に改修する工事が対象です。) ②居室(リビングや寝室、事業所の事務室等)ごとに全ての窓を高断熱窓にすること。 なお、居室以外の部屋(廊下・玄関などの非居室)にも高断熱窓を設置する場合は、1の居室の全ての窓を高断熱窓にした上で、非居室の窓においても1か所以上、高断熱窓を設置すること。 ③国の先進的窓リノベ事業又はその他の国による既存住宅の断熱リフォーム支援事業において、補助対象製品であること。	設置費用(税込)の 8 分の 1 (上限 80,000 円・ 千円未満切捨て) ※管理組合が専有部分に効果をもたらすことを目的として、共用部分又は一部共用部分に設置した場合は、上限額は 80,000 円に当該効果をもたらす専有部分の数を乗じた金額とする。

※ 助成対象機器等を2種類以上同時に交付申請することも可能です。

【助成金額の計算例】

- <太陽光発電機器等の例1> 公称最大出力値3.34kW の場合(小数点以下第2位を四捨五入→3.3kW)
 $30,000 \text{ 円} \times 3.3 \text{ kW} = 99,000 \text{ 円}$ 助成金額: 99,000 円
- <太陽光発電機器等の例2> 公称最大出力値3.35kW の場合(小数点以下第2位を四捨五入→3.4kW)
 $30,000 \text{ 円} \times 3.4 \text{ kW} = 102,000 \text{ 円}$ 助成金額: 102,000 円
- <高断熱窓の例1> 設置費用 800,000 円 ÷ 8 = 100,000 円 ⇒ 助成金額: 80,000 円
- <高断熱窓の例2> 設置費用 560,800 円 ÷ 8 = 70,100 円 ⇒ 助成金額: 70,000 円

手続きの流れ



※多くの申請が提出されている場合は、審査期間に14日以上要する場合があります。

必要な書類 ※4 ページから 7 ページまでを必ずご確認ください

申請に必要な書類は、次の3つに分けて掲載しています。

①～③の全ての区分をご確認の上、必要な書類を揃えて提出してください。

①【共通に必要な書類】

②【申請する助成対象機器等の種類別に必要な書類】

③【申請区分の種類別に必要な書類】

※申請区分は「申請区分確認フローチャート」でご確認ください。

上記のほか、申請内容により別途書類をご提出いただく場合があります。

◎申請書類に係る注意事項

申請書兼請求書に添付いただく書類について、発行元(発行者)が記載されていない書類は受理できません。

①【共通に必要な書類】

1. 国分寺市脱炭素社会の実現に向けた再エネ・省エネ機器等設置助成金交付申請書兼請求書(様式第1号) ※12 ページ「記入例」に沿って提出すること。

※訂正印で訂正した場合は、申請者名の横に押印すること。金額の訂正は不可

2. 助成対象機器等の購入及び設置に関する領収書の写し

※助成対象機器等の設置された建物等を購入した場合は、建物の購入等に係る領収書でも可

3. 領収書内訳(様式第1号別紙) ※13・14 ページ「記入例」に沿って提出すること。

4. 助成対象機器等が確認できる写真・建物の全景(設置場所)がわかる写真

※8ページ「写真の例」に沿って提出すること。

5. 市税の滞納がないことを証する書類(完納証明書)

※管理組合・団地管理組合が申請者の場合であっても法人化している場合は提出すること。

※助成対象機器等が設置された建物を購入等した場合において、市外からの転入の場合は、市外から転入されたことがわかる書類を提出すること(完納証明書の提出は不要)。

6. ≪代理人が手続きを行う場合≫ 代理人選任届(様式第2号)

※15 ページ「記入例」に沿って提出すること。

7. ≪法人による申請の場合≫ 次の①・②の書類

①登記事項証明書(会社・法人) ②事業内容が分かる書類

8. ≪非営利団体による申請の場合≫ 次の①～③の書類

①規約 ②代表者が確認できる書類 ③活動実績が確認できる書類

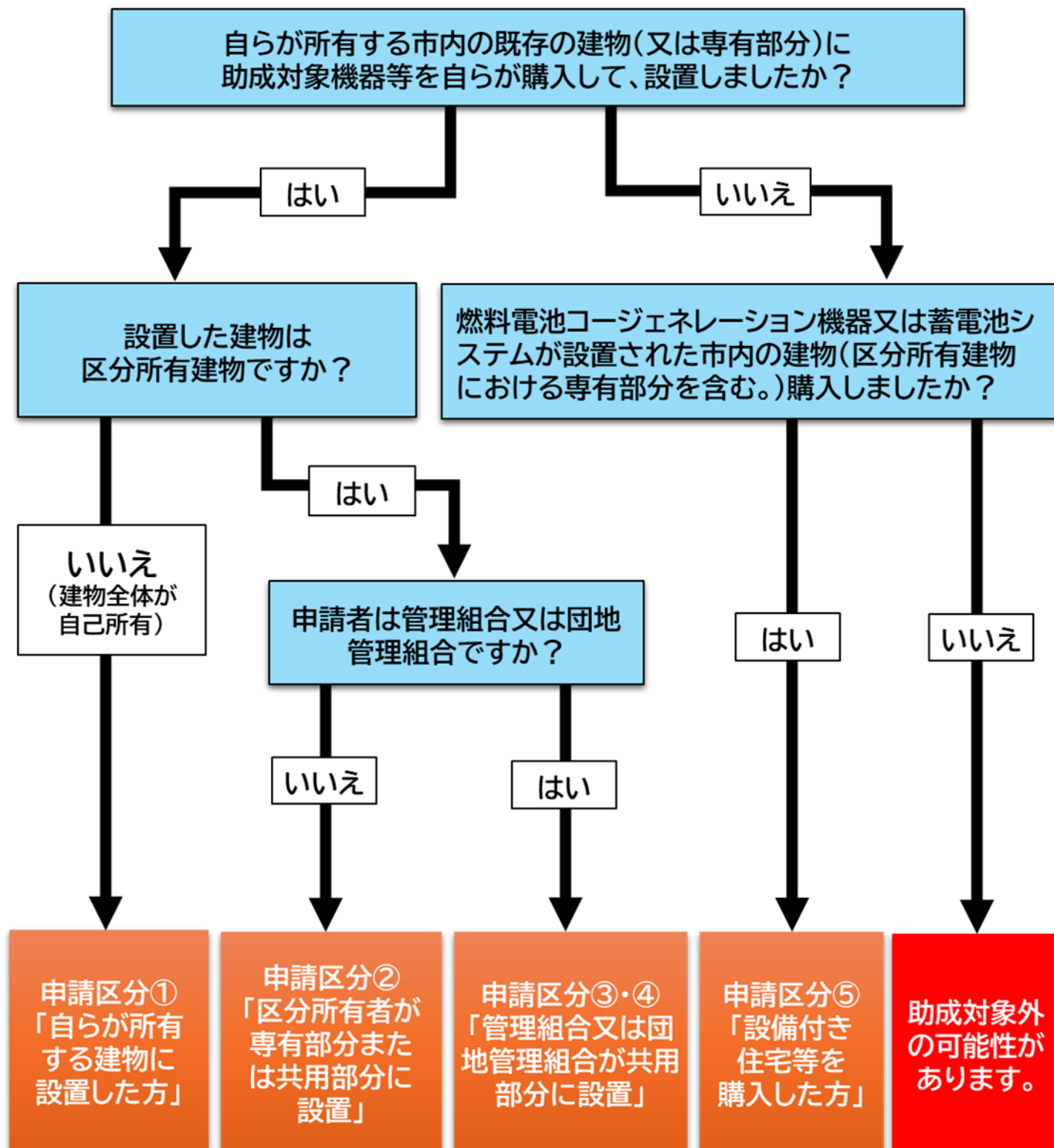
②【申請する助成対象機器等の種類別に必要な書類】

太陽光発電機器	<p>1 助成対象機器等のメーカー又は設置工事施工業者が発行した文書 設置した機器の品名・型番・規格(パネル1枚当たりの公称最大出力数と設置したパネルの公称最大出力数の合計値)が確認できる書類 【書類例】 助成対象機器の保証書、出力対比表 等 ※パネル1枚当たりの公称最大出力数が確認できる書類はカタログの写しでも可</p> <p>2 助成対象機器等のメーカー又は設置工事施工業者が発行した文書 設置したパネルの枚数・配置がわかる書類 【書類例】 割付図</p> <p>3 設置した機器が JET 等の認証機関の認証を受けていることが確認できる書類</p>
燃料電池コーージェネレーション機器	<p>1 助成対象機器等のメーカー又は設置工事施工業者が発行した文書 設置した機器の品名・型番・規格(発電出力量)が確認できる書類 【書類例】 助成対象機器の保証書 等 ※発電出力量が確認できる書類はカタログの写しでも可</p> <p>2 設置した機器が一般社団法人 燃料電池普及促進協会(FCA)に登録されていることが確認できる書類</p>
蓄電池システム	<p>1 助成対象機器等のメーカー又は設置工事施工業者が発行した文書 設置した機器の品名・型番・機器の構成・規格(蓄電容量)が確認できる書類 【書類例】 助成対象機器の保証書、出荷証明書 等 ※機器の構成・蓄電容量が確認できる書類はカタログの写しでも可</p> <p>2 一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)に登録されていることが確認できる書類</p>
高断熱窓	<p>1 助成対象機器等のメーカー又は設置工事施工業者が発行した文書 設置した高断熱窓の品名・型番・形状・性能が確認できる書類 【書類例】 性能証明書 等 ※性能が確認できる書類はカタログの写しでも可</p> <p>2 高断熱窓の設置場所を示した平面図・立面図 ※領収書内訳(様式第1号別紙)に記載する窓番号が、図面上においてどの場所かを窓番号の記載により示すこと。</p> <p>3 国の先進的窓リノベ事業又はその他の国による既存住宅の断熱リフォーム支援事業において、補助対象製品であることが確認できる書類</p>

③【申請区分の種類別に必要になる書類】

申請者ご自身が該当する申請区分を事前にご確認ください。

【申請区分確認フローチャート】



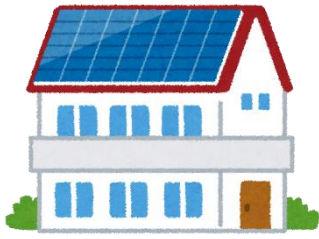
(申請区分別必要書類)

<p>【申請区分①】 自らが所有する既存の建物に助成対象機器等を設置した場合</p> <p>! 申請書兼請求書(様式第1号)では、【規則第4条第1項第1号に該当する者】を確認の上、☑を入れてください。</p>	<p>1 設置工事施工業者が発行した文書 助成対象機器等の設置完了(引渡し)日がわかる書類 【書類例】 工事完了確認書、引渡し書、助成対象機器等の保証書</p> <p>2 建物の所有者を証明する書類 [登記事項証明書(建物)又は固定資産評価証明書(建物)] ※発行元が明記されていること。</p> <p>3 建物と助成対象機器等が同時に購入(契約)ではなく、建物引き渡し日より後に助成対象機器等が設置されたことを証する書類 ※上記1・2で証明できない場合は、必要な書類を添付すること。</p>
<p>【申請区分②】 自らが専有部分を有する既存の区分所有建物に助成対象機器等を設置した場合</p> <p>! 申請書兼請求書(様式第1号)では、以下の記載箇所をご確認の上、☑を入れてください。 ●区分所有建物内の設置場所 ●【規則第4条第1項第2号に該当する者】</p>	<p>1 設置工事施工業者が発行した文書 助成対象機器等の設置完了(引渡し)日がわかる書類 【書類例】 工事完了確認書、引渡し書、助成対象機器等の保証書</p> <p>2 専有部分の所有を証明する書類[登記事項証明書(建物)] ※発行元が明記されていること。</p> <p>3 建物と助成対象機器等が同時に購入(契約)ではなく、建物引き渡し日より後に助成対象機器等が設置されたことを証する書類 ※上記1・2で証明できない場合は、必要な書類を添付すること。 《共用部分へ設置する場合は以下の書類も必要です》 ・設置場所が共用部分等であることを証する書類 ・管理組合・他の区分所有者の承認書</p>
<p>【申請区分③・④】 既存の区分所有建物に管理組合又は団地管理組合が助成対象機器等を設置した場合</p> <p>! 申請書兼請求書(様式第1号)では、以下の記載箇所をご確認の上、☑を入れてください。 ●区分所有建物内の設置場所 ●(管理組合)【規則第4条第1項第3号に該当する者】 ●(団地管理組合)【規則第4条第1項第4号に該当する者】</p>	<p>1 設置工事施工業者が発行した文書 助成対象機器等の設置完了(引渡し)日がわかる書類 【書類例】 工事完了確認書、引渡し書、助成対象機器等の保証書</p> <p>2 建物が区分所有建物であることを証明する書類 [登記事項証明書(建物)]</p> <p>3 助成対象機器設置に係る管理組合又は団地管理組合の意思決定を証する書類</p> <p>4 管理組合又は団地管理組合の規約・代表者を証する書類</p> <p>5 設置場所が共用部分又は一部共用部分であることを証する書類</p> <p>6 建物の建築と助成対象機器の設置が同時ではなく、建物引き渡し日より後に助成対象機器等が設置されたことを証する書類 ※上記1・2で証明できない場合は、必要な書類を添付すること。</p>
<p>【申請区分⑤】 助成対象機器が設置された建物を購入等した場合</p> <p>! 申請書兼請求書(様式第1号)では、【規則第4条第1項第5号に該当する者】を確認の上、☑を入れてください。</p>	<p>1 建物の所有者を証明する書類 【書類例】 登記事項証明書(建物)、住宅の売買契約書 等</p> <p>2 契約相手方が発行した文書 建物の引渡し日が記載されている書類 【書類例】 建物の引渡し書、建物の保証書 等 ※発行元が明記されていること。 ※申請者名・建物所在地等が記載されていること。</p>

※申請区分⑤は燃料電池コージェネレーション機器・蓄電池システムのみ申請可

写真の例

【共通事項(建物の全景)】



撮影日：令和●年●月●日 国分寺太郎邸

●**全ての助成対象機器等の申請には建物全景の写真が必要です。**

●助成対象機器等の設置日以降に撮影したもので、書類に**撮影日・申請者名を記載**すること。
※撮影日と申請者名を記載した看板等を写真に映し込むか、印刷時の余白に記入すること。

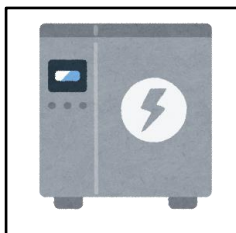
【太陽光発電機器】



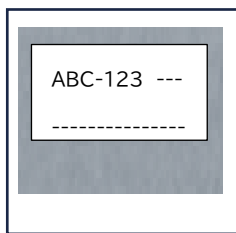
●太陽光パネルの写真

太陽光パネルが建物に設置されていることがわかり、設置枚数が確認できる写真を添付すること。

【燃料電池・蓄電池】



機器全体



銘板

●機器全体

機器全体及びその周辺が写っている写真を添付すること。

●銘板

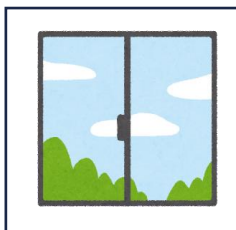
メーカー名、型番、製造番号が鮮明に写っている写真を添付すること。

※蓄電池において、蓄電池ユニットを複数設置している場合は、数量がわかる写真及び全ての蓄電池ユニットの銘板の写真を添付すること。

※家庭用燃料電池は、燃料電池ユニットと貯湯ユニットそれぞれの写真を添付すること。

【高断熱窓】

設置前



設置後



W1(窓番号)

●設置前・設置後の写真】

助成対象の全ての窓について、設置前と設置後の状態がわかる写真を添付すること。

<窓番号の記載>

領収書内訳・平面図に記載した窓と紐づけられるよう、窓番号を記載すること。

撮影時の注意

カーテンや置物などで窓が隠れないように撮影すること。

申請方法・申請に係る注意事項

ゼロカーボン課へ直接持参又は郵送にて提出してください。

- 1 助成金交付申請に係る書類については、メールでの受付は行っていません。
- 2 提出先の住所・連絡先については、11ページ「手続き・問合せ先」をご確認ください。
- 3 提出書類に不備・不足がある場合は、申請は受理できません(予算の確保は行いません。)
- 4 提出書類に不備・不足があった場合、修正や差し替え、追加提出を依頼します。確実に連絡のとれるご連絡先を申請書兼請求書にご記入ください(代理人選任届についても同じ。)
- 5 申請期間外の受付は行いません。期間外に提出いただいた書類は、受理せず返却させていただきます。

郵送で提出する場合の注意事項

- 1 提出書類がゼロカーボン課に着くまでに時間がかかる場合があります。予算の残額が少なくなった時期や申請期間の終了日間近に郵送される場合は、郵送にかかる日数・時間等も含めて余裕をもってご提出ください。
※提出書類が、申請受付締切前に当課に着かなかつた場合や書類に不備がある場合は、受理できません。
- 2 提出書類がゼロカーボン課に着き、全ての必要書類が整っていることが確認でき次第、受理・審査となります。
- 3 郵送に係る費用については申請者又は代理人の負担となります。

助成金受領後の注意事項

- 1 同一年度内において、一つの建物につき助成対象機器等の区分(2ページ表「助成対象機器等の区分ごとの要件・助成金額」を参照)ごとに1回に限り申請を行うことができます。
- 2 助成金を交付された助成対象機器等は、申請者が6年間、保守・管理する必要があります。変更や処分をする場合は手続きが必要です。
- 3 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたことが判明した場合、助成金の交付決定を取り消すことがあります。

環境家計簿の提出

本助成制度は、地球温暖化防止に寄与するため、二酸化炭素の排出量を削減することを目的として、助成対象機器等を設置した方へ助成金を交付しています。

助成対象機器等の設置前後の二酸化炭素の排出状況を把握するため、設置後、機器等の使用開始から3か月分の電気・ガスの使用量を報告してください(期末報告)。

詳しくは、国分寺市脱炭素社会の実現に向けた再エネ・省エネ機器等設置助成金交付決定通知書に同封の「今後のお手続き等のご案内(3 環境家計簿の提出(ご協力のお願い))」をご覧ください。報告方法は、持参、郵送、メールのいずれかでゼロカーボン課までご提出をお願いします。

その他

- 1 申請の際にご提出いただいた書類の返却はいたしません。コピーをとるなど、申請内容がお手元で確認できるようにしてください。
- 2 市からの通知書等、助成金交付申請に係る書類は大切に保管してください。
※決定通知書の再発行は行いません。
- 3 交付申請に基づき、現地調査を実施する場合があります。

手続き・問合せ先

1. 申請書等の提出先・問合せ先

○都市企画部 ゼロカーボン課（市役所3階） 電話:042-312-8663

<ホームページ> ページ番号:1033980

URL: <https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/seikatsu/1030856/1033980.html>

2. 固定資産評価証明書・完納証明書の取得手続き・問合せ先

○固定資産評価証明書 : 財政法務部 課税課（市役所1階） 電話:042-312-8619

○完納証明書 : 財政法務部 納税課（市役所1階） 電話:042-312-8624

【国分寺市役所】

<住所>

〒185-8501

国分寺市泉町2-2-18

<受付時間>

月～金曜日(祝日・年末年始を除く。)

午前8時30分から午後5時まで



3. 登記事項証明書等の取得手続き・問合せ先

○東京法務局 立川出張所

<住所> 〒190-8524 立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎6階

JR中央線「立川駅」下車。北口から徒歩10分

<電話> 042-524-2716(代表)

記入例<申請書兼請求書>

様式第1号 (第5各関係)

令和〇年〇月〇日

【申請者について】
申請できるのは、機器を設置した**建物の所有者**であり、**助成対象機器等を購入した方**です。
区分所有建物の場合、**専有部分の所有者又は管理組合**が申請できます。

申請者 住所 **国分寺市泉町〇-〇-〇**
フリガナ **コブンジ タロウ** 国分寺
氏名 **国分寺 太郎**
電話番号 **042-XXXX-XXXX**
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の役職・氏名)
※法人の場合は、必ず押印してください。
法人以外でも、本人が手書き(署名)しない場合は、記名押印してください。

【押印について】
次の場合は押印が必要です。
●申請者本人の**自署(手書き)**ではない場合
●法人や団体など、**個人以外が申請する場合**
●**申請書の内容を訂正印で訂正した場合**※
使用する印鑑は、**朱肉を使用する印鑑(認印可)**を使用してください。スタンプ式の印鑑は使用できません。
※訂正印に**使用した印鑑と同じ印鑑**で押印してください。

【設置場所について②】
区分所有建物の場合は、機器を設置した場所について、該当する項目に✓を付けてください。
※建物全体が自己所有の場合は記載不要です。

【設置場所について①】
助成対象機器等を設置した建物の**所在地(住所)**を記入してください。

【助成対象機器について】
申請する**助成対象機器**に✓を付けてください。
太陽光発電機器を申請する場合は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計を記入してください。(小数点以下第2位を四捨五入)

設置場所	国分寺市泉町〇-〇-〇 ※区分所有建物の場合のみ以下の該当する項目に✓を付し (区分所有建物の場合の設置箇所 <input checked="" type="checkbox"/> 専有部分 <input type="checkbox"/> 共有部分 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/>)
助成対象機器	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電機器 公称最大出力数合計(小数点以下第2位を四捨五入) <u>3.4</u> kW <input type="checkbox"/> 燃料電池コージェネレーション機器 <input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池システム <input type="checkbox"/> 高断熱窓
申請額兼	申請額兼請求額 162,000 円

【申請額兼請求額について】
助成対象機器が複数ある場合は、合計金額を記入してください。
※太陽光・断熱窓は金額を算出してください。
※金額の訂正はできません。

銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 西国分寺 支店 出張所	種目	1 普通預金	2 当座預金
口座番号	3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7		
関係コード	店舗コード	※振込先がゆうちょ銀行、口座番号7桁を		
記号義人	フリガナ 氏名	コブンジ タロウ 国分寺 太郎		

【口座名義人について】
助成金の振込口座は**申請者と同じ名義の口座**を記入してください。

<input type="checkbox"/> 【規則第4条第1項第1号】に該当する方はこの欄に✓	申請区分①(規則第4条第1項第1号)に該当する方はこの欄に✓	上記建物に関し、本申請により申請する助成対象機器等について、この規則による助成金の交付を受けていません。
<input checked="" type="checkbox"/> 【規則第4条第1項第2号】に該当する方はこの欄に✓	申請区分②(規則第4条第1項第2号)に該当する方はこの欄に✓	1年度内に、上記建物の当該専有部分に使用する目的で、本申請により申請する助成対象機器等について、この規則による助成金の交付を受けていません。また、規則
<input type="checkbox"/> 【規則第4条第1項第3号又は第4号】に該当する方はこの欄に✓	申請区分③・④(規則第4条第1項第3号又は第4号)に該当する方はこの欄に✓	
<input type="checkbox"/> 【規則第4条第1項第5号】に該当する方はこの欄に✓	申請区分⑤(規則第4条第1項第5号)に該当する方はこの欄に✓	規定する内容について確認しました。
<input type="checkbox"/> 【規則第4条第1項第5号に該当する者】私又は		
<input checked="" type="checkbox"/> 【全ての申請者】がこの欄に✓	全ての申請者がこの欄に✓	

規則第4条第2項:設置した助成対象機器等と同等の役割を有する(同一場所へ効果をもたらすことを目的としたもの)助成対象機器等がその区分所有建物に既に設置され、かつ、この規則による助成を受けている場合は助成対象外とする。

記入例<領収書内訳書(太陽光発電機器・燃料電池コージェネレーション・蓄電池システム)>

※契約事業者がご記入ください。

別紙

領収書内訳
(太陽光発電機器・燃料電池コージェネレーション)

領収書を発行した事業者の住所(所在地)、名称及び代表者名を記入し、押印してください。
※押印は、領収書に押されている印と同じ印を使用してください。

契約業者

住所または所在地 東京都国分寺市泉町▽-▽

名称 泉町株式会社

代表者名 泉町 太郎



助成対象機器等を設置した建物の住所又は所在地を記入してください。

各項目の**税込金額**を記入してください。

設置場所		国分寺市 泉町〇-〇-〇				
項目(機器等名)		製造者名 (メーカー名)	型式・型番	公称最大出力 蓄電容量	数量	税込金額(円)
太陽光 発電 機器	太陽電池モジュール	A社	ABC-DEF	300 W/枚	10枚	1,100,000
		A社	ABC-GHI	400 W/枚	1枚	165,000
	パワーコンディショナー	A社	BCD-EFG	—	一式	550,000
	その他	—	—	—	一式	110,000
	設置工事	—	—	—	一式	110,000
	小計	—	—	3.4 kW	—	2,035,000
燃料電池 コージェ ネレーション 機器	機器費	B社	CDE-FGH	0.7 kW	—	1,100,000
	その他	—	—	—	—	110,000
蓄電池 システム	機器費	C社	DEF-GHI	7.0 kWh	1	1,100,000
	その他	—	—	—	—	110,000
	設置	—	—	—	—	110,000
小計		—	—	—	—	1,320,000
助成対象設備以外		—	—	—	—	110,000
合計		—	—	—	—	4,675,000

型式・型番別に太陽電池モジュール1枚あたりの公称最大出力を記入してください。

設置した太陽電池モジュールの最大出力の合計を記入してください。
※申請書の「公称最大出力数合計」と同一の数値を記入してください。

一般社団法人 燃料電池普及促進協会(FCA)にて登録されている型番を記入してください。

設置した燃料電池コージェネレーション機器の発電出力数を記入してください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)にて登録されている型番を記入してください。

設置した蓄電池システムの蓄電容量を記入してください。

※ 合計金額

領収書と同じ金額となるようにしてください。

別紙

記入例<領収書内訳書(断熱窓)>

※契約事業者がご記入ください。

領収書を発行した事業者の住所(所在地)、名称及び代表者名を記入し、押印してください。
※押印は、領収書に押されている印と同じ印を使用してください。

領収書内訳
(高断熱窓)

契約業者

住所または所在地 東京都国分寺市泉町▽-▽-▽

名称 泉町株式会社

代表者名 泉町 太郎



助成対象機器等を設置した建物の住所又は所在地を記入してください。

各項目の**税込金額**を記入してください。

設置場所		国分寺市 泉町〇-〇-〇				
項目(機器等名)	窓番号	製造者名 (メーカー名)	型式・型番 サイズ(mm) 幅×高さ	改修 工法	数量	税込金額(円)
高断熱窓	1	D社	EFG-AAA (500×500)	⑤	1枚	550,000
	2	D社	EFG-BBB (600×600)	⑤	1枚	660,000
	3	D社	EFG-BBB (700×700)	⑤	1枚	770,000
	設置工事費				一式	220,000
小計					—	2,200,000
助成対象設備以外		—	—	—	—	110,000
合計		—	—	—	—	2,310,000

図面などの他の提出書類にも、この欄で記入した窓番号と同じ番号を記載してください。

改修工法について、ページ下部の番号から該当するものを選択し、記入してください。

ここに記載する額の8分の1の額と80,000円を比較し、いずれか少ない額が「申請額兼請求額」となります。

領収書と同じ金額となるようにしてください。

※1 合計金額が、領収書の金額と同じであること。

※2 対応する窓の箇所が分かるように、本書類・その他の書類と共通の

※3 改修工法については、以下から選択すること。

- ① ガラス工法 …ガラスのみを交換する改修工法
- ② カバー工法 …既存の枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取付ける改修工法
- ③ 建具交換 …障子部分である「建具+ガラス」を一体のものとして交換する改修工法
- ④ 外窓交換 …既存窓を取外し新しい窓を取付ける改修工法
- ⑤ 内窓の取付 …既存窓の室内側に新しい窓を取付ける改修工法
- ⑥ そ の 他 …上記①～⑤以外の改修工法

様式第2号（第5条関係）

国分寺市長 殿

印鑑は朱肉を使用する印鑑を使ってください。※認印可。スタンプ式不可

令和〇年 〇月 〇日

住 所 国分寺市泉町〇-〇-〇
フリガナ コクブンジ タロウ
氏 名 国分寺 太郎
電話番号 042-XXXX-XXXX



国分寺市脱炭素社会の実現に向けた再エネ・省エネ機器等設置助成金代理人選任届

下記の者を国分寺市脱炭素社会の実現に向けた
請書兼請求書（様式第1号）に係る手続の代理人

原則、担当者の個人印を押印してください。※認印可

記

氏 名	戸倉 花子
電 話 番 号	090-****-****
会 社 名 等	株式会社 恋ヶ窪商事
住所又は会社等の所在地	国分寺市西恋ヶ窪*-*-*



担当の方と確実に連絡が取れる連絡先をご記入ください。